

5 入会案内

1 会員とは

本会の会員は、協議会を構成する組織の一員として参画する施設・団体・個人で、普通会员と賛助会員の2種類があります。

● 普通会员

以下の区分による団体又は個人等です。

- ・社会福祉法の第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業
- ・社会福祉事業以外の介護保険法、老人福祉法、児童福祉法、更生保護事業法及び医療法に基づく事業
- ・福祉関係団体 ・社会福祉関係養成校
- ・市町社会福祉協議会 ・民生委員、児童委員 等

● 賛助会員

本会の事業に賛同し、主に財源面において支援を行っていただく団体、個人です。

2 入会手続き等

入会希望の場合は、巻末の入会申込書に必要事項を記入・押印のうえ、本会まで郵送してください。

普通会员の場合は様式1の入会申込書を、賛助会員の場合は様式2の入会申込書をご記入ください。

普通会员は原則として、法人単位ではなく、単一の事業単位での会員となります。例えば、同じ法人で特養とデイサービス事業を行っている場合、同一所在地であっても、事業ごとにご入会ください。

11ページの会費区分1-(4)の事業所が入会する場合、様式1の入会申込書と併せて様式3の介護保険事業等実施状況をご送付ください。

また、施設定員・名称・所在地等に変更があった場合は、速やかに本会へご連絡ください。

3 会費の請求

毎年7月ごろすべての会員に、会費区分による所定の年会費の請求書と振込依頼書をお送りしますので、お振込みください。

なお、8月以降に入会する場合は、請求書と振込依頼書をご入会時にお送りいたします。

4 会員特典

(1) 普通会员の場合

- ◇有料研修を割引料金で受講できます。
- ◇社会福祉経営全般の個別相談に応じます。
- ◇機関誌「社会福祉しずおか」（毎月発行）を定期購読いただけます。
- ◇県内の社会福祉施設、事業所等の情報を本会ホームページ内で閲覧できます。
- ◇社会福祉に関する情報（メールマガジン）を配信します。
- ◇WEBサービス（インターネットによる研修申込）が利用できます。
- ◇静岡県社会福祉協議会会長表彰の対象となります。 など

(2) 賛助会員の場合

- ◇機関誌「社会福祉しずおか」（毎月発行）を定期購読いただけます。
- ◇県内の社会福祉施設、事業所等の情報を本会ホームページ内で閲覧できます。
（個人会員は除きます） など

5 静岡県社会福祉協議会会費区分

●普通会員

1 社会福祉事業及び社会福祉事業以外の関係事業

(1) 通園、通所施設

定員 20人以下	5,000円
定員 21人～50人まで	10,000円
定員 51人～100人まで	15,000円
定員 101人～150人まで	20,000円
定員 151人以上	25,000円

(2) 入所施設

定員 30人以下	10,000円
定員 31人～50人まで	15,000円
定員 51人～100人まで	20,000円
定員 101人以上	25,000円

(3) 利用施設

一律	7,000円
----	--------

(注1) 「通園、通所」、「入所」、「利用」の区分は次ページ「静岡県社会福祉協議会会費の社会福祉事業及び社会福祉事業以外の関係事業区分」となります。

(注2) 認定こども園については保育に係る子どもの数（子ども・子育て支援法第19条第1項第2号及び第3号に定める子どもの数の合計数）となります。

(注3) 定員数は毎年4月1日現在とし、4月1日以降入会した施設は入会時点の定員数によります。

(4) (1)～(3)の区分に該当しない指定居宅サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、指定介護予防サービス事業所、指定障害福祉サービス事業所	5,000円
----------------------------------------------------------------------------------------	--------

ただし、3の社会福祉協議会は、この区分を適用しません。

また、この事業所の適用は、住所地为単位にするものとし、同一住所地で複数の事業を実施する事業所は、一の事業所として取扱います。

(5) 介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、介護医療院、病院、診療所	10,000円
---------------------------------------	---------

2 社会福祉に関係ある団体

(1) 社会福祉関係団体	10,000円
(2) 社会福祉関係養成校	10,000円
(3) 特定非常利活動法人	2,500円
(4) (1)～(3)以外の団体	2,500円

3 社会福祉協議会

(1) 市町社会福祉協議会

人口1人につき	1円80銭
---------	-------

(注4) 人口の算定は、当年の1月1日現在における県統計調査課の推計値によります。

(注5) 人口の算定から生活保護人員を除きます。(生活保護人員は当年1月末時点の県地域福祉課が集計する福祉行政報告例の数値によります。)

4 個人会員

(1) 民生委員・児童委員	700円
---------------	------

●賛助会員

本会の目的に賛同する者

(1) 法人・団体 1口につき	10,000円
(2) 個人 1口につき	2,000円

賛助会員の口数は制限を設けておりません。

6 静岡県社会福祉協議会会費の社会福祉事業及び社会福祉事業以外の関係事業区分

1 通園、通所施設

- ・ 児童福祉 …… 障害児通所支援事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス）、保育所・へき地保育所、小規模保育所、認定こども園、放課後児童クラブ、認可外保育施設（一般認可外保育所、事業所内保育所、院内保育所、ベビーホテル）
- ・ 老人福祉 …… 老人デイサービスセンター、小規模多機能型居宅介護事業所、複合型サービス事業所
- ・ 障害者福祉 …… 障害福祉サービス事業所（就労移行支援・就労継続支援）

2 入所施設

- ・ 生活保護 …… 救護施設、更生施設
- ・ 児童福祉 …… 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設
- ・ 老人福祉 …… 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人短期入所施設、有料老人ホーム（サービス付高齢者住宅を含む。）
- ・ 障害者福祉 …… 障害者支援施設
- ・ 婦人保護 …… 婦人保護施設

3 利用施設

- ・ 生活保護 …… 宿所提供施設、医療保護施設、生計困難者に対する助葬事業所
- ・ 児童福祉 …… 地域子育て支援センター、児童家庭支援センター、障害児相談支援事業所、児童館、児童遊園、助産施設
- ・ 老人福祉 …… 老人福祉センター、老人介護支援センター、認知症高齢者グループホーム、地域包括支援センター、老人憩の家、老人休養ホーム
- ・ 障害者福祉 …… 障害福祉サービス事業所（共同生活援助、多機能型、一体型指定共同生活介護事業所）、地域活動支援センター、福祉ホーム、身体障害者福祉センター、点字図書館、介助犬・聴導犬・盲導犬訓練施設、補装具製作施設、視聴覚障害者情報提供施設、障害者就業・生活支援センター
- ・ 母子福祉 …… 母子福祉センター、母子休養ホーム
- ・ 社会福祉一般 …… 無料低額宿泊所、無料低額診療施設、無料低額老人保健施設
- ・ 更生保護 …… 更生保護施設

4 1～3の区分に該当しない事業所

	サービスの種類
指定訪問介護事業所	
指定障害福祉サービス事業所	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、自立訓練、特定基準該当障害福祉サービス
指定居宅サービス事業所	訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム及び軽費老人ホームを除く。）、共生型サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売
指定地域密着型サービス事業所	特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム及び軽費老人ホームを除く。）、介護老人福祉施設入所者生活介護
指定居宅介護支援事業所	
指定介護予防サービス事業所	訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション